

南魚沼市市制施行 20 周年記念おにぎり & ミュージックフェス出店要項

【開催概要】

○名称

南魚沼市市制施行 20 周年記念おにぎり & ミュージックフェス

○目的

令和 6 年は南魚沼市市制施行 20 周年という節目（ふしめ）の年であることから、若い世代を始めとした幅広い世代の市民の皆様に、南魚沼市への愛着や誇りを深めていただくことを目的に当該音楽フェスを開催します。

○主催

南魚沼市

○企画・運営

株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ

○開催日時

令和 6 年 10 月 26 日（土）10 時 00 分～18 時 00 分

○開催場所

八色の森公園（新潟県南魚沼市浦佐 5483-1）

【出展募集について】

○出店対象

南魚沼市内外問わず、「南魚沼市市制施行 20 周年記念おにぎり & ミュージックフェス」の目的に賛同する事業者を対象とします。

○募集数

- ・キッチンカーでの出店者：15 店舗を予定
- ・テントでの出店者：12 店舗を予定

○販売品目

- ①飲食（テントまたはキッチンカー）
- ②食品販売
- ③地場の農産物
- ④手作り雑貨など
- ⑤その他事務局が認めたもの

○出店区画

- ・キッチンカーでの出店：1区画3m×6m
 - ・テントでの出店：1区画3.6×5.4（2間×3間）
- ※テントは事務局で用意します。
※原則として1出店者1区画です。

○機材の貸出

長机、パイプ椅子、コンセントなどを必要な機材については有償で貸出します。
ご希望の方はおにぎり&ミュージックフェス出店申込書に記載してください。

○出店料金

- キッチンカーでの出店：11,000円
テントでの出店：22,000円
※別途、売上の5%をイベント終了後に徴収させていただきます。

【出店申込について】

○提出書類

出店申込をする場合は開催概要、目的等を理解のうえ、締切日までに下記書類をご提出ください。

区分	提出書類
キッチンカーで出店の方	①おにぎり&ミュージックフェス出店申込書 (本人確認証明書類を添付してください) ②移動食品営業による食品営業許可証の写し ※新潟県一円または南魚沼市一円に限る。 ③食品衛生責任者証の写し
テントで出店の方 (その場で調理して販売を行う方)	①おにぎり&ミュージックフェス出店申込書 (本人確認証明書類を添付してください) ②実店舗における食品営業許可証の写し ③食品衛生責任者証の写し ④A様式(5枚)
テントで出店の方 (調理を伴わない食品販売の方)	①おにぎり&ミュージックフェス出店申込書 (本人確認証明書類を添付してください) ②食品衛生責任者証の写し ③B様式(1枚)
テントで出店の方 (食品販売以外の方)	①おにぎり&ミュージックフェス出店申込書 (本人確認証明書類を添付してください)

○書類の提出先

おにぎり&ミュージックフェス出店申込書に必要事項を記入し、その他の書類をご用意のうえ、下記メールアドレスまでご提出ください。

Eメール：20mua-promotion@sonymusic.co.jp

○提出期間

令和6年8月7日（水）～9月1日（月）の間

【出店者の決定について】

○出店者の決定基準

応募数、販売品目などを事務局で精査し、決定します。

○出店者決定の公表

令和6年8月下旬～9月上旬に申込者へEメールにてお知らせします。

○出店決定者への書類送付について

出店決定者には下記の書類をEメールにて送付しますので、ご確認ください

- ・会場案内図、出店場所の詳細及び当日のスケジュールについて
- ・出店料、機材貸出料、臨時食品営業許可申請に係る費用のお支払いについて
- ・車両の「搬入・駐車許可証」

※郵送が必要な方は別途ご相談ください。

【中止について】

天候など諸般の事情により開催自体が中止となった場合、前日までに電話にてお知らせします。また主催者理由による開催中止は出店料を100%返却します。

【食品の販売を行う出店者について】

○各出店方法の出店手続きにおける留意点

①移動食品営業（キッチンカー）による食品営業許可について

キッチンカーで出店をする場合、移動食品営業による食品営業許可証の営業所所在地が（新潟）県内一円または南魚沼市一円である場合に限り出店を許可する。

②テント内で調理を行う場合の臨時食品営業許可申請に係る手続きについて

テント出店によりその場で調理を行う方は、A様式を提出すること。テント出店に必要な臨時食品営業許可の申請は事務局がA様式をとりまと

めて、保健所に提出する。臨時食品営業許可申請に係る手数料（4,000円）の支払は、出店料の請求と合わせて事務局から連絡する。新潟県収入証紙の購入については事務局で処理するため、A様式の新潟県収入証紙ちょう付欄（4,000円分）は未ちょう付とすること。

③テント内で調理を伴わない食品販売を行う場合の手続きについて

テント出店により調理を伴わない食品販売を行う方は、B様式を提出すること。

④未開封の状態での酒類の販売について

未開封の状態で酒類を販売する場合は、酒類の販売者において、期限付き酒類販売小売業免許に係る手続きを行うこと。

○調理販売について

①盛り付け、トッピング、まぜるなどは調理行為になるため、テントで出店する場合、臨時食品営業許可が必要となる。許可のない店は、調理行為による販売は不可。

②食品衛生法、JAS法に基づく食品表示を遵守し、食中毒などの事故を防止すること。

③現場で焼く、煮る、揚げる、蒸すなど、最終的に加熱して仕上がる料理とすること。事前に加熱調理したのも、原則、提供する直前に再加熱すること。

④生鮮食品に付着した細菌やウイルスは常温で増殖するため、生もの（肉、魚野菜）の提供は不可。

⑤食材のカット等は現場で行わず、店舗厨房などで下処理した食材を持ち込むこと。

⑥食材は常温で保存せずに、各自で冷蔵庫を持ち込んでいただくか、クーラーボックスを用意し、氷や保冷剤などを使用し、10℃以下で保存すること。

⑦アルコールスプレーや除菌シートなど、除菌、消毒の効果があるものを用意し、手指や調理器具など、細菌やウイルスが付着しやすい部分をこまめに消毒すること。

【注意事項について】

○出店に関する注意事項

①調理を伴う出店を行う場合は、食品衛生法に基づく食品営業許可及び食品衛生責任者の資格を保有していること。

②保健所が定める、適切な衛生管理と調理等ができ、販売品を衛生的に取り扱

えること。

- ③営業経験および実績が豊富で原則として実店舗を有し、1年以上の営業を継続し信頼がおけること（net店舗含む）。
- ④関係法令に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- ⑤販売商品については事前に提出された品目のみ販売すること。
- ⑥出店申込をした本人が出店すること（キッチンカーの又貸しは不可）。
- ⑦出店場所の使用条件などを理解し、公園の使用ルールを順守すること。
- ⑧連絡方法として送受信可能なメールアドレス及び端末を持っていること（メールアドレスのない方は別途常時通信可能なFAXの連絡手段を設けること）。
- ⑨出店者は、出店及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情に対して全ての賠償責任を負うことを理解した上で、応募すること。
- ⑩自らが暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下『反社会的勢力』という）でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったこと。また、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ⑪今回の出店が終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ⑫虚偽申告、指示に従っていただけない場合等、事務局は出店者へ出店許可の取消・撤去指示等の措置を行うことがある。この措置に対し、異議申し立て、補填・賠償請求を行わないこと。

○設備等に関する注意事項

- ①長机、パイプ椅子、コンセント等の備品については、おにぎり&ミュージックフェス申込書に記載があるとおり。なお、出店者が発電機を持参することは可能とするが、その場合は、事前に事務局に連絡すること。
- ②ブース内装飾は原則自由とするが、看板や展示物は来場者等の安全が担保されるよう設置すること。
- ③キッチンカーにおいては出店区画前のスペースに限り、飲食スペースとして有償レンタルのテーブルや椅子を設置することは差し支えない。
- ④駐車場内に電気設備、排水設備、水道設備がないため、各出店者が営業上必要な設備を用意すること。
- ⑤ブース周辺（来場者・隣接店舗）の事故やトラブル等起らぬよう十分に配慮すること。

- ⑥簡易容器廃棄については事務局がゴミ箱を設置するが、出店スペース内に必ずゴミ箱を設置し、適正に廃棄物処理（排水含む）することとし、営業中に
出たゴミは出店者が持ち帰ること。
- ⑦火器などを使用して調理する場合は、簡易調理とすること。また、発電機又
はガス等を使用される場合は、安全管理に十分配慮してご使用し、事故等が
発生した場合には、速やかに事務局まで報告すること（火気を使用する場
合は、必ず消火器を用意すること）。
- ⑧火気を使用する場合には、消防署の定める消火器を設置すること。
- ⑨終了後は速やかに撤去作業を行うこと。
- ⑩出店者は、事故やトラブル等、出店者に起因する場合で、開催場所及び周辺
施設、他の出店者や第三者に損害を与えた時は、損害賠償の責任を負うもの
とする。

○その他注意事項・禁止事項

出店にあたって下記の注意事項及び禁止事項を厳守してください。

- ①酒類を販売する際は、未成年や車両運転をしていないかを確認し、酩酊状態
となる来場者がでないよう注意すること。
- ②出店者本人の責任で商品等を管理することとし、破損、紛失に関して、主催
者側では一切の責任を負わない。また、売買上の金銭トラブルについては、
主催者側は関与せず、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決するこ
と。
- ③他ブースへの影響を及ぼす内容（音（BGMなど）、振動、匂い等）は禁止とす
る。
- ④会場内の喫煙エリア以外は禁煙とする（キッチンカー内での喫煙も不可）。
- ⑤開催時間内は車両の進入を禁止とするため、搬入などは事務局が指定する時
間内に済ませること。
- ⑥原則、終了時間まで営業を継続すること（途中での閉店は不可）。
- ⑦調理スペースは担当者以外の出入りは禁止とする。
- ⑧会場内の側溝などに、残り汁などの汚水を捨てないこと。
- ⑨本要項の内容については、主催者又は事務局の都合により一部変更する場合
がある。
- ⑩出店者は、主催者及び事務局の指示に従い、スムーズなイベント開催に協力
すること。

出店に関する疑問点など不明な点は下記事務局までお問い合わせください。

■出店に伴うお問合せ

株式会社ワークストア・トウキョウドウ 担当：鳥川

電話：03-3737-3000（平日 10：00～18：00）

Eメール：20mua-promotion@sonymusic.co.jp

主催：南魚沼市

企画・運営：ソニー・ミュージックソリューションズ